

職員の特種勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年五月二十八日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第二号

職員の特種勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特種勤務手当に関する規則（昭和三十二年十月奈良県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表第二十号の作業の項中「皇后」の下に「上皇、上皇后」を加え、「文仁親王」を「皇嗣、皇嗣妃」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。